

令和2年度『大学月額奨学金』及び『多子世帯向け奨学金』 奨学生募集要項(二次)

(令和2年4月に大学・短大の1年に進学した方が対象)

公益財団法人 秋田県育英会

令和2年度の本会奨学生を次のとおり募集します。

◇募集奨学金の種類

①大学月額奨学金

- ・所得制限あり(父母の特別控除後の認定所得合計額が300万円以下)
- ・他の給付型奨学金・本会入学一時金との併用可(他の貸与型月額奨学金との併用不可)

②多子世帯向け奨学金

- ・所得制限なし
- ・他の給付型奨学金・本会入学一時金との併用可(他の貸与型月額奨学金との併用不可)
- ・世帯の子どもの数が3人以上であること

◇応募資格 ※次のうち①～③と、④又は⑤を満たしていること

- ①秋田県出身者であること。※詳しくは【別添】補足説明Ⅰ応募資格についての説明①を参照
- ②令和2年4月に、文部科学省所管の国公立・私立の大学及び短期大学(ただし、自治医科大学、産業医科大学、通信教育部及び放送大学を除く)に入学し、1年に在籍していること。
- ③高校卒業後3年以内の者、高卒認定者は中学校卒業後6年以内の者であること。

④【大学月額奨学金のみ】

学資の支弁が困難と認められること。

(父母の特別控除後の認定所得金額合計が300万円以下であること)

認定所得金額は税法上の所得とは異なります。詳しくは【別添】補足説明Ⅰ応募資格についての説明「③所得の算出方法について」を参照、又は本会事務局へ問い合わせてください。

(例) 父母とも給与収入のみで、申込者が私立大学自宅外通学の場合、
父の収入額：550万円、母の収入額：404万円→認定所得300万円
(父、母、申込者3人世帯の場合)

⑤【多子世帯向け奨学金のみ】

兄弟姉妹が3人以上の方。(同一世帯において多子世帯向け奨学金の貸与を受けられるのは、子どもの数から2を減じた人数とします)

※詳しくは【別添】補足説明Ⅰ応募資格についての説明②を参照

(例1)

令和2年4月に大学へ入学した18才長男、高校生の長女、中学生の次男の構成。
⇒18才長男は多子世帯向け奨学金対象者

(例2)

長男、長女はすでに就職して世帯を出ている。4月に大学へ入学した次男の構成。
⇒次男は多子世帯向け奨学金対象者

(例3)

3人兄弟の2番目である大学2年生の姉が多子世帯向け奨学金を受けている。
今年4月に入学した弟が申込者。

⇒申込者は対象にならない。※制度上、1世帯あたり(子どもの数-2)のため。

※応募にあたっては下記項目にご留意の上、申し込みください。

- 日本学生支援機構等他の団体の奨学金の貸与を受けている方は、本会の「大学月額奨学金」及び「多子世帯向け奨学金」は併用できません。給付型奨学金との併用は可能です。
- 本会の入学一時金の貸与を受けた方も、応募できます。

◇申込期間

令和2年9月1日(火)～11月6日(金) 本会必着

(※郵送でも持参でも構いません)

◇募集人員

- | | | |
|-----------|--------|-------------------------|
| 大学月額奨学金 | 100名程度 | 双方とも選考により奨学生を採用します。 |
| 多子世帯向け奨学金 | 40名程度 | 応募者全員が奨学生に採用されるとは限りません。 |

◇貸与月額等

- ①貸与月額：50,000円
- ②貸与期間：申込者の在学する大学(短大)の正規の最短修業年限とします。
- ③貸与方法：隔月に2ヶ月分ずつ秋田銀行の奨学生本人名義の預金口座へ振り込みます。

◇返還

①返還期間

上記貸与期間の3倍の期間内とします。(無利息です。ただし、正当な理由がなく、最終返還期間が過ぎても返還されなかった額については、年率5%の延滞利息が課せられます。)

②返還方法

- 貸与期間終了後、6ヵ月間の据え置き期間があります。
- 年賦(7月又は12月の年1回払い)、半年賦(7月・12月の年2回払い)、又は月賦で奨学金の振り込み口座と同じ口座から振替により返還していただきます。
年賦…1回あたり200,000円 / 半年賦…1回あたり100,000円
月賦…1回あたり16,660円(初回のみ端数上乘せ)

③その他

返還の際には貸与申込時からの連帯保証人(※1)のほかに保証人(※2)を立て、借用証書(貸与終了時作成)に印鑑登録証明書を添付していただきます。

※1…申込者が未成年者の場合は、民法818条で規定する親権者又は後見人、成年者の場合は父母等又はこれに代わる者とする。

※2…申込者及び連帯保証人とは別生計で、原則65歳以下の者(未成年者不可)とする。

◇提出書類（別添の補足説明を必ずお読みください。）

<p>①貸与申込書（募集要項に添付の「第1号様式」） 本会ホームページからもダウンロードできます。 URL http://www.akita-ikuei.jp</p>
<p>②申込者及び家族の方（同一生計の方）全員の「住民票」 ○令和2年8月以降に発行されたもの ○マイナンバーが記載されていないもので、本籍及び続柄が分かるもの ※別生計者が記載されている場合は、別生計者の氏名の横に「別生計」と記載してください。 ※単身赴任等で別に暮らしているが申込者と同一生計の場合は、住居を構えている先の住民票が必要です。ただし、高校生以上の学生（予備校含む）の分は不要です。</p>
<p>③申込者の在学証明書（原本）</p>
<p>④申込者の家族で、高校生以上の学生（予備校含む）の方の在学証明書の原本又は学生証の写し</p>
<p>⑤申込者の父母それぞれの「令和2年度所得証明書」 市町村発行のもの。市町村によって名称が異なる場合があります。 ※平成31年1月以降に就職又は転職した場合は、所得証明書の代わりに収入等見込額調書（別紙1）を提出してください。 ※平成31年1月以降に退職・解雇等により収入がなくなった場合は、退職・解雇等の日付が分かるもの（例：雇用保険受給資格者証、離職票、退職時の源泉徴収票の写し。）を提出してください。 ※父母のどちらかと離別・死別している場合は、一方のみで可。 ※全部事項記載のもの。不明な点がある場合はその他書類の提出を求めています。 ※無職（無収入）の場合も必要です。</p>
<p>⑥控除に関する書類 (ア) 家族（同一生計者）の中に障害者手帳を有する方がいる場合は、その手帳の写し。 (イ) 家族（同一生計者）の中に病気療養中の方がいる場合は、平成31年分（令和1年分）確定申告書の第一表及び第二表の写し。 (ウ) 両親のいずれかが単身赴任している場合は、その事実が分かるものと、家賃の実負担額が分かるもの（最新のもの） (エ) 火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯は、り災・被災証明書と平成31年1月～令和1年12月中に支出した被害額等が分かるもの。保険等で補填された場合は、その額が分かるもの。</p>
<p>⑦調査書（卒業高等学校長の証するもの）【開封無効】 ※成績証明書ではありません。 高卒認定の方は合格成績証明書（文部科学省発行）及び成績証明書（高校で取得した単位がある場合）</p>
<p>⑧戸籍謄本 【多子世帯向け奨学金に申し込みする方のみ】 戸籍謄本で確認できない兄弟姉妹がいる場合は、そのことが分かる戸籍。</p>

◇注意事項

- ①提出書類は、採用の可否を決定する重要な書類ですから、漏れのないよう正確に記載してください。
- ②添付書類の不足や記入不備の場合、選考から除外することがありますので注意してください。
- ③提出書類は、採用の可否にかかわらず返却しませんので、ご了承ください。
- ④採用の可否についての電話による直接のお問い合わせにはお答えいたしかねます。
- ⑤採用になった場合、初回の貸与は12月17日に10ヶ月分（4月～1月分）を送金します。その後は偶数月に2ヶ月分ずつを送金します。

◇採用通知

11月24日（予定） 応募者全員に、採用の可否を文書で通知します。

◇その他

- ①印紙税法により、所得制限を設けていない多子世帯向け奨学金については、貸与終了時に作成する借用証書には、収入印紙の貼付が必要です。
- ②この奨学金は、秋田県内就職者向けの奨学金返還助成制度の対象となります。
奨学金返還助成制度については、秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課のホームページ、秋田県就活情報サイト「Kocchake!」の特設ページをご覧ください。

秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課

TEL 018-860-3751

こっちゃけ

検索

奨学金に関する申込・問い合わせ先

〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2 秋田地方総合庁舎 5階

公益財団法人 秋田県育英会

TEL 018-860-3552

FAX 018-860-3555

Mail : postmaster@akita-ikuei.jp

申込書と提出された個人に関する情報については、この奨学金の申込み及び貸与業務（返還業務を含む）目的以外には使用しません。

『専修学校月額奨学金』貸与申込書

No

公益財団法人秋田県育英会 理事長 様

令和2年 月 日

下記のとおり記載事項に相違ありません。貴会の奨学金の貸与に、関係書類を添え連帯保証人と連署をして申し込みいたします。

フリガナ	印	※男・女	生年月日
本人氏名			平成 年 月 日
(必ず自署・押印のこと)			
現住所(住民票を移していない場合も実際に住んでいる場所の住所を記入) 〒 -			電話番号 - -
フリガナ	印	※男・女	生年月日
連帯保証人			昭和 年 月 日
(親権者・自署押印) (続柄:本人の)			
住所 〒 -			電話番号 - -
日中の連絡先(必ず記入してください) ※ 携帯・職場・その他()			
※ 父・母・その他()			
学校名	(正式名称を記入してください) (自宅・自宅外)		
コース等	〔〇〇科 △△コース〕等、詳しく記入してください		
国立私立の別	※国公立	修業年数	年制
	私立	在学期間	令和2年4月から () 年3月まで 在学予定
出身校		小学校卒業	高等学校卒業
		中学校卒業	(高卒認定の方は○をしてください) 高卒認定
家庭状況	【生活状況その他特別な事情等がある場合に記入してください(任意)】		

※の箇所は該当するものを○で囲むこと。

本人と連帯保証人は各自自署し、印鑑は別々のものを使用してください。鉛筆、消せるペン、修正液等は使用しないでください。

家族調書

同 一 生 計 の 家 族	申込者	続柄	氏 名	年齢	職 業 (会社名及び自営の方はその旨)	収入金額 万円	所得金額 万円
		本人				通学別 (自宅・自宅外)	
就学者を除く家族	父				H31年1月～現在までに就・転・退職 どちらかに○(あり →別紙1等添付・なし)		
	母				H31年1月～現在までに就・転・退職 どちらかに○(あり →別紙1等添付・なし)		
欄が足りない場合は、一行に2名記入する等、全員分をご記入ください。						父母の所得金額合計	
就学者(本人を除く)	続柄	氏 名	※設置者	※通学別	※就学者控除	控除額 万円	
			国公・私立	自宅・自宅外	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学		
			国公・私立	自宅・自宅外	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学		
			国公・私立	自宅・自宅外	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学		
所得から差し引かれる項目	母子・父子世帯 → 当てはまる場合は上の「父」又は「母」欄を空欄としてください。						
	障害のある人がいる世帯 ※いずれかに○ はい の場合は障害者手帳の写しを添付					※(はい・いいえ)	
	両親のいずれかが単身赴任している世帯 ※いずれかに○ はい の場合は家賃が分かる書類等を添付					※(はい・いいえ)	
	長期に療養を必要とする人のいる世帯 ※いずれかに○ はい の場合は確定申告書控え(第一表・第二表)の写しを添付					※(はい・いいえ)	
	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯 ※いずれかに○ はい の場合は火災証明書等と平成31年(令和1年)中の被害額が分かる書類の写しを添付					※(はい・いいえ)	
						控除額の合計	

太枠内は記入しないでください。

※の箇所は該当するものを○で囲むこと。

以下の欄には記入しないでください。

所得金額	万円	就学者等特別控除額	万円	認定所得額	万円
世帯人員別収入基準額		人	成績		

別紙 1この用紙は平成31年1月から今現在にかけて、就職・転職・開業した方のみが提出する書類です。**収入等見込額調書**

私は、 年 月 日に ※（就職・転職・開業）しましたので、下記のとおり実績見込額としてお届けします。

※該当する項目に○を付けてください。

申込者氏名 _____ 就職・転職・開業者氏名 _____

①給与収入の方

○勤務先名 _____

○勤務先住所 _____ (電話番号) _____

下記のとおり、相違ないことを証明します。

○責任者職氏名 _____ 印

②営業所得の方（個人事業主、保険外交員等）

○職種 _____ ○住所 _____

下記のとおり、相違ないことを証明します。

○事業主氏名 _____ 印

○会計・税務責任者氏名 _____ 印

①給与収入の方	基本給（月額）（A）	その他課税分手当（B）	収入金額（A+B）	備 考
②営業所得の方	収入・売上金額（A）	必要経費（B）	所得金額（A-B）	
就職等の月を記入				
年 月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
合計				

別紙 1 記入例

平成31年1月から今現在にかけて、就職・転職・開業した方のみが提出する書類です。

収入等見込額調書

就職・転職・開業年月日をご記入ください。

私は、**令和1年12月1日**に※(就職・転職・開業)しましたので、下記のとおり実績見込額としてお届けします。

※該当する項目に○を付けてください。

当てはまる項目に○を付けてください。

申込者氏名 育英 一郎 就職・転職・開業者氏名 育英 花子

①給与収入の方

○勤務先名 育英会社

責任者職氏名には、この用紙をご記入の方(給与担当者、第三者)がご署名ください。印鑑は社判が望ましいです。

1-1 (電話番号) 018-860-

給与収入の方のみ記載してください。

○責任者職氏名 育英 太郎 印

②営業所得の方

○職種 _____

○住所 _____

下記のとおり、相違ないことを証明します。

営業所得の方のみ記載してください。

○事業主氏名 _____ 印

○会計・税務責任者氏名 _____ 印

令和1年12月に今現在の勤務先に就職した場合の記載例

①給与収入の方	基本給(月額)(A)	その他課税分手当(B)	収入金額(A+B)	備考	
②営業所得の方	収入・売上金額(A)	必要経費(B)	所得金額(A-B)		
就職等の月を記入 令和1年12月	} 実績額を記載		} 勤務先の給与担当者等に依頼してください。 1年間(12ヶ月)分記載していただき、空欄のないようにお願いします。		
令和2年1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月		} 見込額を記載			
10月					
11月					
合計					

注意1: 現在の勤務先(開業先)のみの見込・実績額を記載してください。(転職前の勤務先の給与は記載しないでください。)

注意2: 就職・転職・開業した月から実績額を証明できる月までは実績額を記載し、空欄になる月は推算額を算出していただき、その額を記載してください。※1年間(12ヶ月)分記載していただくので、空欄がないようにお願いします。

<事業を開業された方>

注意3: 収入・売上金額、必要経費の証拠となる書類を添付してください。(確定申告の写し等)

注意4: 必要経費には、専従者給与は加算できませんが、住宅建設、その他借財の返済金は認められません。

令和2年度 『大学月額奨学金』・『多子世帯向け奨学金』 補足

必ずお読みください

目次

I 応募資格についての説明	P1～4
①秋田県出身者の定義について		
②多子世帯の定義について		
③所得の算出方法について		
II 提出書類についての説明	P5～6
①応募方法について		
②奨学金貸与申込書について		
③住民票について		
④収入関係書類について		
⑤成績関係書類について		
⑥戸籍謄本について		
III 貸与についての説明	P6
IV 提出書類チェック表	P7

提出書類に不備があった際、ご連絡を差し上げておりますが、例年、日中に連絡が取れない状況です。申込書の連帯保証人欄「日中の連絡先」に記入漏れの無いようお書きください。また、応募に必要な書類が多くありますので、募集要項と補足説明を熟読のうえご用意くださいますようお願いいたします。

I 応募資格についての説明

①秋田県出身者の定義について

秋田県出身者とは、1、2のいずれかに当てはまる方を指します。

1. 出願時において秋田県内に生活の根拠を有する（住民票がある）方の子弟で、以下のいずれかに当てはまる方。

- ・居住年数が2年以上5年未満…秋田県内の高等学校等を卒業見込みの方又は卒業した方
- ・居住年数が5年以上…秋田県内の中学校を卒業した方又は秋田県内の高等学校等を卒業見込みの方

2. 本人の住所が高校等卒業までに5年以上秋田県内にある方。

②多子世帯の定義について

「多子世帯向け奨学金」に応募できるのは、兄弟姉妹が3人以上の方です。貸与できる人数は、1世帯あたり {子どもの数-2人} までとします。

子どもの数が3人の場合は1人まで、子どもの数が4人の場合は2人までの貸与ができます。

・既に独立した兄弟姉妹がいる場合も、応募できます。

（戸籍謄本で確認できない兄弟姉妹がいる場合は、そのことが分かる戸籍が必要です。役所の窓口でご相談ください）

・連れ子の場合も、父母の子どもの数の合計が3人以上であれば、応募できます。

（例えば、父の子が2人、母の子が1人の場合も応募できます）

・亡くなった兄弟姉妹も、人数に含みます。

③所得の算出方法について

1. 父母の「認定所得」をそれぞれ算出し、合計します。
父子家庭の場合は父の所得、母子家庭の場合は母の所得のみとなります。(→ P2 手順1)
2. ご家庭の「控除額」を算出します。(→ P4 手順2)
3. 「父母の認定所得の合計」から「控除額」を差し引いた額が一家の「特別控除後の認定所得」となり、この額が大学月額奨学金では300万円以下の方が申込みできます。

算出例

(単位：万円)

家族構成	収入(給与・年金) (表で計算)	事業所得	所得	控除額
本人 私立大学1年生 自宅外通学				180
父 会社員、農業	600 → 246	(農)100	246+100	
母 会社員	300 → 192		192	
兄 会社員	250			
姉 自宅浪人中(学生ではない)				
弟 小学生				31
祖父 施設入居(扶養)、障害者	200			99
一家の所得・控除額			538	310

・(手順1) ※2～3ページの解説もご覧ください

父母のうち「収入(給与・年金)」の多い方を<所得算出表A>、少ない方を<所得算出表B>に当てはめて計算します。

父の収入を3ページの<所得算出表A>で計算すると、給与分の所得は246万円です。

また、父は農業による所得もあるため、合算し、認定所得は346万円になります。

母の所得は、同様に<所得算出表B>で計算すると192万円となりますので、認定所得の合計は538万円です。

・(手順2) ※4ページの解説もご覧ください

控除額表に当てはまるものを合計すると、申込者180万円+就学者(小学生)31万円+障害者99万円=310万円となります。手順1で求めた一家の認定所得合計(538万円)から、手順2で求めた控除額を引き、「特別控除後の認定所得」を求めます。

この家庭の「特別控除後の認定所得」は、538万円-310万円=228万円となり、月額奨学金に応募可能です。

【手順1】各自の認定所得の算出方法についての解説

☆給与・年金等のみの方☆ (平成31年1月から現在までの間に異動のない方)

所得証明書の「給与収入」「雑収入(公的年金)」欄が所得算出の対象です。

(注) 所得証明書の「平成31年分(令和元年年分)合計所得金額」欄又は「給与所得」欄の金額とは異なります。

所得を算出する際は、源泉徴収票の「支払金額」欄、確定申告書控の「収入金額等」の「給与」「公的年金」欄(図2)を参照しても構いません。

(注) 源泉徴収票や確定申告書控を、「令和2年度所得証明書」の代わりに提出することはできません。

父母のうち、給与・年金等の収入が多い方を所得算出表A、少ない方を所得算出表Bに当てはめて計算します。

(例) 父：給与300万円 母：給与100万円 → 父をA、母をBに当てはめて計算します。

父：事業所得300万円 母：給与100万円 → 母をAに当てはめて計算します。

源泉徴収票と確定申告書の参照

図1 平成31年分(令和1年分)源泉徴収票を元に計算する場合

支払を受ける者	※区分			(受給者番号)								
	住所	秋田市山王四丁目1-2		氏名	イケイ 知ウ		パート		育英 太郎			
	種別	支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額				
賞金	内	千	円	内	千	円	内	千	円	内	千	円
		1	040	000	394	000	380	000				700

2カ所以上から給与がある場合は、この欄を合計してください(合計後、千円以下切り捨て)

<所得算出表 A> 父母のうち給与・年金収入が多い方

収入金額 (一個人の合計)	所得金額の計算方法
～ 268	0
269 ～ 400	収入金額(万円)×0.8-214
401 ～ 781	収入金額(万円)×0.7-174
782 ～	収入金額(万円)-408

<所得算出表 B> 父母のうち給与・年金収入が少ない方

収入金額 (一個人の合計)	所得金額の計算方法
～ 65	0
66 ～ 162	収入金額(万円)-65
163 ～ 180	収入金額(万円)×0.6
181 ～ 360	収入金額(万円)×0.7-18
361 ～ 660	収入金額(万円)×0.8-54
661 ～ 1000	収入金額(万円)×0.9-120
1001 ～ 1500	収入金額(万円)×0.95-170
1501 ～	収入金額(万円)-245

図2の確定申告書の例では所得算出表Aに当てはめると

収入金額は1,540,000+2,201,700=3,741,700(円)

374万円×0.8-214万円=85万円が所得金額となる

☆事業所得・農業所得・不動産所得のみの方☆(平成31年1月から現在までの間に異動のない方)

所得証明書の「営業所得」「農業所得」「不動産所得」「利子」及び「配当」欄の合計がその方の所得となります。

確定申告書控をお持ちの方は「所得金額」の「営業等」「農業」「不動産」「利子」「配当」欄(図3)を参照しても構いません。

図3 確定申告書の場合

収入金額等	事業	営業等	ア	8	7	6	5	0	0	0	0	
		農業	イ			2	8	5	1	2		
		不動産	ウ	1	0	0	0	0	0	0		
		利子	エ									
		配当	オ			9	0	0	0	0		
	雑	給与	カ									
		公的年金	キ									
		その他	ク									
		短期	ケ			6	0	0	0	0	0	
		長期	コ									
	一時	サ										
所得金額	事業	営業等	①	1	3	2	4	5	7	6		
		農業	②			-	1	5	2	0		
		不動産	③			9	6	4	0	0		
		利子	④									
		配当	⑤									
		給与	⑥									
		総合譲渡一時	⑦			6	0	0	0	0		
	合計	⑧										

※ 給与・年金もある方は、表で計算した給与分の所得と事業所得を合計したものが所得となります。
「☆給与・年金のみの方☆」の欄もご覧ください。

合計したものが、その方の所得となります。所得金額欄の「雑」については、収入金額等欄の「雑→公的年金」に記載がない場合のみ所得として計算します。(合計後、千円以下切り捨て)

図3の確定申告書の例では

1,324,576 + (-1,520) + 96,400 = 1,419,456(円)となり
所得は141万円です。

※合計がマイナスになった場合は、所得を0としてください。

父母の所得額をそれぞれ計算し、合計した額が一家の所得となります。

一家の所得から(手順2)で求める控除額を引いたものが、その家庭の「特別控除後の認定所得」となります。

【注意】所得証明書を取り寄せる前に応募資格の有無を確認できるよう、お手持ちの源泉徴収票等での計算方法を記載しています。

実際にご提出いただく書類は、所得証明書です。

【手順2】控除額の算出方法についての解説

ご家族に以下の表に当てはまる方がいる場合、それぞれの額が所得から控除されます。

控除額(単位：円)

申込者本人	大学生の欄をご覧ください				→ 在学証明書（原本）を添付
小学生	31万				
中学生	46万				
高校生	国公立・自宅通学	39万	私立・自宅通学	88万	} 在学証明書（原本） 又は学生証の写しを添付
	国公立・自宅外通学	69万	私立・自宅外通学	118万	
高等専門学校生 (1～3年生)	国公立・自宅通学	39万	私立・自宅通学	88万	
	国公立・自宅外通学	69万	私立・自宅外通学	118万	
高等専門学校生 (4, 5年生)	国公立・自宅通学	43万	私立・自宅通学	87万	
	国公立・自宅外通学	72万	私立・自宅外通学	116万	
専修学校生 (高等課程)	国公立・自宅通学	39万	私立・自宅通学	88万	
	国公立・自宅外通学	69万	私立・自宅外通学	118万	
専修学校生 (専門課程)	国公立・自宅通学	36万	私立・自宅通学	102万	
	国公立・自宅外通学	81万	私立・自宅外通学	147万	
大学生	国公立・自宅通学	74万	私立・自宅通学	133万	
大学院生	国公立・自宅外通学	121万	私立・自宅外通学	180万	
母子・父子家庭 両親のいない家庭	99万				
障害者がいる(一人あたり)	99万				→ 障害者手帳の写しを添付
長期療養者がいる	確定申告第二表の医療費控除の額 (保険等により充填された額を除く)				→ 確定申告書控の写しを添付
両親のいずれかが単身赴任している	一ヶ月の家賃×12ヶ月+12万 (71万円を限度額とします)				→ 直近の家賃が分かるものを添付
火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田、畑、店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額				→ り災・被災証明書及び平成31年1月～令和1年12月中の被害額等が分かるものを添付 保険等により充填された場合は、その額が分かるものを添付

(例) 申込者が私立大・自宅外通学で、家族の中に中学生が2人、障害者が1人いる場合、
 $180 + (46 \times 2) + 99 = 371$ (万円)が、手順1で求めた所得から控除されます。
申込者 中学生2人 障害者

※控除額・認定所得は、本会のホームページで簡単に試算できます。(要 Microsoft Excel)

URL : <http://www.akita-ikuei.jp>

トップページの上部バナー「奨学金について」から「大学月額奨学金」を選択 →
 認定所得金額算出表(ページ中程)のエクセル「認定所得金額算出表(在学採用)」で試算できます。

Ⅱ 提出書類についての説明

①応募方法について

郵送又は持参で、本会へ直接申し込んでください。

②奨学金貸与申込書について

注1：記載漏れのないようお願いします。

注2：家族調書へは、申込者と同一生計の方全員を記載してください。

※同一生計とは、生計を共にする家族で、基本的には同居家族です。単身赴任や学生である等の理由で別居している場合も、生計を共にしている場合は同一生計とみなします。

- ・一緒に暮らしていても、申込者と同一生計ではない方は記載しないでください。
- ・職業の欄には申込時点での勤務先名を記載し、自営業等の方はその旨を記載してください。

③住民票・在学証明書について

申込者及び申込者と同一生計の方（申込書の家族調書に記載した方）全員の分が必要です。

令和2年8月1日以降に発行された、本籍と続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないものをご用意ください。

注1：就学中（高等学校以上）のご兄弟がいる場合は、在籍している学校の在学証明書(原本)、又は学生証の写しをご提出ください。（その際、住民票はなくても構いませんが、家族調書の就学者欄について、自宅か自宅外に○をしてください。）

注2：単身赴任等で別に暮らしているが申込者と同一生計の場合は、住居を構えている先の住民票が必要です。

注3：住民票に表記されているが別生計の方については住民票に「別生計」と分かりやすくご記入ください。

④収入関係書類について

○平成31年1月から現在までに就職・転職・開業・退職がない方

「令和2年度所得証明書」をご提出ください。

審査上必要とする金額は、平成31年1月～令和1年12月までのもので、父母両方の証明が必要です。

父子・母子家庭の場合はいずれか一方で構いません。

市町村に発行申請する際は、令和2年度所得証明書を依頼してください。

※無職、年金収入の場合もご提出ください。源泉徴収票や所得税額の通知ではありません。

「所得証明書」は、市町村により名称が異なります。（秋田市の場合、所得・課税証明書）

市町村役場発行の、平成31年分（令和1年分）の収入所得の種類（給与収入か事業所得か等）が記載されたもの（全部記載）を提出してください。

○平成31年1月以降に就職・転職・開業された方

別紙1「収入等見込額調書」をご提出ください。

（営業所得の場合は収入・売上・経費の証明も必要）

○平成31年1月以降に退職された方

退職日が確認できる書類をご提出ください。・・・「雇用保険受給資格者証」

「離職票」

「退職時の源泉徴収票」 いずれかの写し

(控除に関する書類)

次に該当する場合は、それぞれ事由を証明するものをご提出ください。

- ・ 障害者…障害者手帳の写し
- ・ 長期療養中…平成31年分(令和1年分)確定申告書控えの写し(第一表及び第二表)
- ・ 単身赴任…家賃の実費負担分が分かるもの(給与明細等でも可)の写し
- ・ 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯…り災・被災証明書及び平成31年1月～令和1年12月中に支出した被害額等が分かるもの

※不明な点がある場合は、他の書類の提出を求めることがあります。

⑤調査書について

◇高校を卒業した方……卒業した学校に「調査書」の発行を依頼してください。【開封無効】

※誤って「成績証明書」を提出しないよう、ご注意ください。

◇高卒認定の方……文部科学省発行の「合格成績証明書」を提出してください。

高校在学中に取得した単位がある方は、在学していた高校の「成績証明書」も提出してください。

※成績に関する書類は、厳封のまま提出してください。

⑥戸籍謄本について【多子世帯向け奨学金に応募する方のみ】

世帯の子どもの数が確認できるように「戸籍謄本」を必ずご提出ください。

戸籍謄本で確認できない兄弟姉妹がいる場合は、そのことが分かる戸籍をご提出ください。

Ⅲ 貸与についての説明

奨学生として採用された場合は、所定の手続きにより偶数月の17日(4月のみ末日)に2ヵ月分まとめて奨学生本人の秋田銀行口座へお振り込みします。(本会貸与送金システム上、秋田銀行のみへのお振り込みとなります。)

この口座は、奨学金返還の際の引落口座としても使用します。

Ⅲ 提出書類チェック表

書類提出前のチェックにお使いください。

1	各自自署・押印していますか(自署でないと思われる場合は書き直しを依頼します)。	
2	申込者が未成年者の場合、連帯保証人は、親権者又は後見人の方ですか。	
3	申込する奨学金の種類を選択しましたか。	
4	家族調書の父母氏名下欄、「就・転・退職 (あり・なし)」のいずれかに○をしましたか。	
5	4で「あり」に○をつけた方は、「別紙1」等がありますか。 退職し無職の方は退職日の分かる書類(離職票、退職時の源泉徴収票)の写しをご用意ください。	
6	「別紙1」は、異動のあった月から1年分が記載されていますか。	
7	申込者の在学証明書(原本)はありますか。	
8	申込者の兄弟姉妹のうち、高校生以上の就学者の方の在学証明書(原本)、又は学生証の写しはありますか。(大学生・専修学校生・予備校生含む)	
9	家族調書に記載した方全員の住民票はありますか(高校生以上で学生の兄弟姉妹はなくても可)。 住民票には本籍及び続柄が記載されていますか。また、マイナンバーが記載されていないものですか。	
10	父母の令和2年度所得証明書はありますか。※無収入(無職)の場合も必要です。	
11	確定申告書控えの写しを提出する方は、第一表と第二表が揃っていますか。	
12	成績に関する書類(P6参照、厳封)はありますか。	
13	多子世帯向け奨学金に応募する方は、「戸籍謄本」はありますか。子どもが3人以上であることは確認できますか。 ※1世帯あたりの子どもの数から2を減じた人数まで応募可能です。 ※3人兄弟姉妹で上の兄姉がすでに多子世帯向け奨学金を貸与中又は貸与を受けた場合は、申し込むことはできません。	

《 お願い 》

提出書類に不備があった際、ご連絡を差し上げておりますが、例年、日中に連絡が取れない状況です。申込書の連帯保証人欄「日中の連絡先」に記入漏れの無いようお書きください。

また、応募に必要な書類が多くありますので、募集要項と補足説明を熟読のうえご用意くださいますようお願いいたします。